

令和 8 年度公契約条例 労働報酬下限額（業務委託・指定管理）の検討に関する資料提出と補足意見について

[補足意見]

※【資料 1】は連合東京の 2026 年度各自治体公契約条例審議会の対応指針資料の中で業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額に関する項目を抜粋したものととなります。

近隣自治体との均衡による労働力確保の必要性について

多摩市の公共サービスの質を維持・向上させるためには、労働市場を共有する近隣自治体との賃金格差を是正し、「選ばれる自治体」としての競争力を確保することが不可欠です。【資料 1】の上段赤枠の通り①多摩地域 4 市の平均額（1,319.5 円）をベースにする考えを提案します。その上で、②直近の春闘結果や次年度の物価や賃上げ予測を反映させた額を考慮するべきであると考えます。

【資料 2】より、多摩市周辺の公契約条例制定自治体（日野市、立川市、国分寺市）における 2026 年度の下限額は、1,320 円～1,323 円となっており、多摩市は 1315 円となっています。また、23 区（15 区平均）の 2026 年度平均は 1,512.7 円に達しております。

多摩地域内での人材流出を防ぐこと、今後の労働力確保をしていくためには、近隣自治体との競争を前提とした勘案基準が求められます。近隣 4 市の平均に賃上げ予測を乗じた額を一つの主な勘案基準として検討するべきです。

1. 公共サービスの労働の最低限の質（対価）の確保について

業務委託や指定管理業務は元々市職員が行っていた業務の代替という側面があるため、【資料 1】下段の赤枠の通り①市の会計年度任用職員の賃金や行政給料表の高卒初任給（時給換算額）をベースにする考えを提案します。その上で、②直近の春闘結果や次年度の物価や賃上げ予測を反映させた額を考慮するべきであると考えます。なお、

【資料 2】の東京都の公契約条例一覧の 23 区の自治体を見ると、委託・指定管理の主な勘案基準を「会計年度任用職員給与や行政給料表（高卒初任給）」としている自治体がほとんどです。一方で多摩地域 4 自治体では「最低賃金＋ α 」が主な勘案基準となっており、自治体間での公共サービスに対する適正対価の考え方に差が生じています。

また、【資料 2】より、多摩地域の三鷹市と府中市では、今年から公契約条例が施行されました。ここ 10 年間で 23 区の公契約条例制定の広がりから考えると、多摩地域においても、今後多くの自治体で公契約条例の制定の議論が加速していくと考えられます。そのときに、多くの自治体で主な勘案基準となっている「会計年度任用職員給与や行政給料表（高卒初任給）」をベースとする自治体が多摩地域でも増えてくると予測します。

多摩市としても、このような状況を考慮し、上記の考え方の勘案基準を検討するべきです。

